

「トッピング保険 日常生活賠償プラン、自転車プラン、携行品プラン（団体傷害総合保険）」  
この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- ◆この書面は「トッピング保険 日常生活賠償プラン、自転車プラン、携行品プラン」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に「ご加入に際して特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）】にも、この書面に記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】
- ◆【ご継続の皆様へ】平成29年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、この書面を必ずご確認ください。

この保険は、株式会社ジェーシーピーを団体保険契約者とし、ご加入を依頼いただいた株式会社ジェーシーピーのカード会員の皆さまを被保険者とする団体契約です。

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に交通傷害危険のみ補償特約等をセットしたものです。																																																		
保険契約者	株式会社ジェーシーピー																																																		
保険期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初年度は加入手続日の翌日の午前0時から最初に到来する3月1日の午後4時までとなります。翌年度以降は毎年3月1日の午後4時から1年間となります。</li> <li>●24時間365日いつでもご加入いただけます。ご加入を依頼されますと翌日午前0時に保険責任が開始します。</li> <li>●この保険契約は保険期間を毎年3月1日から1年間とする団体契約です。団体契約の更改時には、満期とご継続のご案内をさせていただき、特段のお申し出がない場合にはさらに1年間補償を継続します。（損保ジャパン日本興亜から継続中止のお願いをさせていただく場合もございます。ご了承ください。）</li> <li>●海外へ転居される方（海外の住所に変更された方）は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>●年齢が満70歳になられた方は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>																																																		
引受条件（保険金額等）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プラン名</th> <th rowspan="2">日常生活賠償プラン</th> <th colspan="3">自転車プラン</th> <th rowspan="2">携行品プラン</th> </tr> <tr> <th>基本</th> <th>安心</th> <th>もっと安心</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td>100万円</td> <td>100万円※1</td> <td>100万円※1</td> <td>100万円※1</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td>—</td> <td>1,000円※1</td> <td>1,000円※1</td> <td>2,000円※1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,000円※1</td> <td>2,000円※1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>手術保険金</td> <td>—</td> <td>入院保険金日額の5倍または10倍※1</td> <td>入院保険金日額の5倍または10倍※1</td> <td>入院保険金日額の5倍または10倍※1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個人賠償責任</td> <td>1億円※1</td> <td>1億円※1</td> <td>1億円※1</td> <td>1億円※1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>携行品損害（自己負担額1事故3,000円）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1ご家族全員同額の補償です。個人賠償責任はご家族全員で保険金額を共有します。 ●新規にご加入の際には、被保険者ご本人について契約されている「同種の補償を行う他の保険契約等」※2の保険金額の合計額によって、保険金額を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。 ※2損保ジャパン日本興亜および他社における傷害総合保険、くらしの安心保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立型の傷害保険などの保険契約または共済契約などをいいます。</p>						プラン名	日常生活賠償プラン	自転車プラン			携行品プラン	基本	安心	もっと安心	死亡・後遺障害	100万円	100万円※1	100万円※1	100万円※1	100万円	入院保険金日額	—	1,000円※1	1,000円※1	2,000円※1	—	通院保険金日額	—	—	1,000円※1	2,000円※1	—	手術保険金	—	入院保険金日額の5倍または10倍※1	入院保険金日額の5倍または10倍※1	入院保険金日額の5倍または10倍※1	—	個人賠償責任	1億円※1	1億円※1	1億円※1	1億円※1	—	携行品損害（自己負担額1事故3,000円）	—	—	—	—	30万円
プラン名	日常生活賠償プラン	自転車プラン			携行品プラン																																														
		基本	安心	もっと安心																																															
死亡・後遺障害	100万円	100万円※1	100万円※1	100万円※1	100万円																																														
入院保険金日額	—	1,000円※1	1,000円※1	2,000円※1	—																																														
通院保険金日額	—	—	1,000円※1	2,000円※1	—																																														
手術保険金	—	入院保険金日額の5倍または10倍※1	入院保険金日額の5倍または10倍※1	入院保険金日額の5倍または10倍※1	—																																														
個人賠償責任	1億円※1	1億円※1	1億円※1	1億円※1	—																																														
携行品損害（自己負担額1事故3,000円）	—	—	—	—	30万円																																														
加入対象者	●保険期間の初日時点で満20歳から満69歳までのカード会員ご本人（本会員・家族会員）さまが被保険者ご本人としてご加入いただけます。																																																		
被保険者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プラン名</th> <th rowspan="2">日常生活賠償プラン</th> <th colspan="3">自転車プラン</th> <th rowspan="2">携行品プラン</th> </tr> <tr> <th>基本</th> <th>安心</th> <th>もっと安心</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">被保険者の範囲</td> <td>ケガ</td> <td>被保険者ご本人</td> <td>ご家族全員</td> <td>ご家族全員</td> <td>ご家族全員</td> <td>被保険者ご本人</td> </tr> <tr> <td>賠償責任</td> <td>※1</td> <td>※1</td> <td>※1</td> <td>※1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>携行品損害</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>被保険者ご本人※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>●「被保険者ご本人」「ご家族全員」とは、それぞれ次の方をいいます。 ・被保険者ご本人…トッピング保険に加入したカード会員ご本人 ・ご家族全員…①被保険者ご本人 ②被保険者ご本人配偶者 ③その他のご親族（被保険者ご本人またはその配偶者の ア. 同居のご親族、イ. 別居の未婚のお子さま【婚姻歴のない方】） ※1賠償責任の補償における被保険者は次のとおりです。①被保険者ご本人 ②被保険者ご本人の配偶者 ③被保険者ご本人またはその配偶者の同居のご親族 ④被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま ⑤被保険者ご本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者ご本人を監督する方（被保険者ご本人の親族にかぎりません。）。ただし、被保険者ご本人に関する事故にかぎりません。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 ※2「携行品」とは、被保険者ご本人の居住の用に供される保険契約ご登録の住宅（物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。）外において、被保険者ご本人が携行している被保険者ご本人所有の身の回り品をいいます。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>						プラン名	日常生活賠償プラン	自転車プラン			携行品プラン	基本	安心	もっと安心	被保険者の範囲	ケガ	被保険者ご本人	ご家族全員	ご家族全員	ご家族全員	被保険者ご本人	賠償責任	※1	※1	※1	※1	—	携行品損害	—	—	—	—	被保険者ご本人※2																	
プラン名	日常生活賠償プラン	自転車プラン			携行品プラン																																														
		基本	安心	もっと安心																																															
被保険者の範囲	ケガ	被保険者ご本人	ご家族全員	ご家族全員	ご家族全員	被保険者ご本人																																													
	賠償責任	※1	※1	※1	※1	—																																													
	携行品損害	—	—	—	—	被保険者ご本人※2																																													
お支払方法	<p>●保険料のお払込みはカード会員規約に基づき、クレジットカードご利用代金としてお客さまご指定の預金口座から自動的に口座振替によりお払い込みいただきます。毎回のクレジットカード会社指定の振替日の前日までに、ご指定の口座に必要残高をご用意ください。</p> <p>●初回保険料のお払込みは、保険責任開始月の翌々月のクレジットカード会社指定の振替日にクレジットカードご利用代金として、お客さまご指定の預金口座から自動的に口座振替によりお払い込みいただきます。（金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。）</p> <p>●「保険責任開始日（保険期間の初日）」と「保険料お払込み」の関係は下の図のとおりです。 なお、クレジットカード会社からカードの利用ができない旨連絡があった場合は、「トッピング保険 日常生活賠償プラン、自転車プラン、携行品プラン」は解約となります。</p> <p>■「保険責任開始日（保険期間の初日）」と「保険料お払込み」の関係</p>																																																		

お手続き方法	●インターネット上で会員専用WEBサービス「MyJCB」内から24時間365日いつでもお申込み可能です。
中途加入 中途脱退	●24時間365日いつでもご加入いただけます。ご加入を依頼されますと翌日午前0時に保険責任が開始します。 ●保険期間中のご解約の申し出は、随時お受付します。損保ジャパン日本興亜カスタマーセンターまでご連絡ください。 ●海外へ転居される方(海外の住所に変更をされた方)は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。 ●年齢が満70歳になられた方は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。
その他	●この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。 ●ご加入に際しては、医師の診査などの手続きは不要です。

### 補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ<sup>(※)</sup>をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ① 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ② 交通乗用具に搭乗中<sup>(※)</sup>の事故
- ③ 駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故
- ④ 交通乗用具の火災 など

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

● 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	<b>死亡保険金</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの ⑩ 交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪ 船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬ グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭ 被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。
	<b>後遺障害保険金</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	
	<b>入院保険金(自転車プランのみ)</b> 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (1,000日限度)}$	
	<b>通院保険金(自転車プランのみ)</b> 事故によりケガをされ、通院 <sup>(※)</sup> された場合、事故の発生日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (※) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$ (注) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。	
	<b>手術保険金(自転車プランのみ)</b> 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ② 先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 10 (\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 5 (\text{倍}) \end{aligned}$ (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	

**補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)**

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(国内外補償)  個人賠償責任(注) (日常生活賠償プラン・自転車プランにセット)	<p>住宅<sup>(※1)</sup>の所有・使用・管理または被保険者<sup>(※2)</sup>の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※2)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本人</li> <li>②本人の配偶者</li> <li>③本人またはその配偶者の同居の親族</li> <li>④本人またはその配偶者の別居の未婚の子</li> <li>⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。</li> <li>⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。</li> </ul> <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①故意</li> <li>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</li> <li>③地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</li> <li>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</li> <li>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両<sup>(※)</sup>、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p align="right">など</p> <p>(※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①主たる原動力が人力であるもの</li> <li>②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)</li> <li>③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</li> </ul>
物の損害の補償(国内外補償)  携行品損害(注) (携行品プランのみ)	<p>偶然な事故により携行品<sup>(※1)</sup>に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額<sup>(※2)</sup>を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される保険契約ご登録の住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>■コンタクトレンズ、眼鏡</li> <li>■義歯、義肢その他これらに準ずる物</li> <li>■動物、植物</li> <li>■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</li> <li>■手形その他の有価証券(小切手を除きます。)</li> <li>■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</li> </ul> <p align="right">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</li> <li>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>⑥欠陥</li> <li>⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</li> <li>⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</li> <li>⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故</li> <li>⑩置き忘れまたは紛失</li> <li>⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</li> <li>⑫楽器の音色または音質の変化</li> </ul> <p align="right">など</p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解消したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

**用語のご説明**

用語	用語の定義
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kitan.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kitan.html</a> )
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## 「トッピング保険 日常生活賠償プラン、自転車プラン、携行品プラン（団体傷害総合保険）」 ご加入に際して特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

◆この書面は「トッピング保険 日常生活賠償プラン、自転車プラン、携行品プラン」のご加入に際して、お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」と併せて必ずご覧ください。

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、ご加入手続き画面に入力された内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●ご加入手続き画面に入力いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、ご加入手続き画面の入力事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

告知事項	ご説明
過去1年間の事故歴	被保険者となるすべての方について、過去1年以内にケガに対する保険金などを受領または請求されるような事故をいいます。
他の保険契約などの契約状況	被保険者ご本人について契約されている「同種の補償を行う他の保険契約等 <sup>*1</sup> 」をいいます。該当するご契約がある場合は、この保険契約と他の保険契約等の保険金額の合計額が損保ジャパン日本興亜の定める基準以下であるかどうかを告知いただきます。
満年齢	被保険者ご本人の保険期間初日における満年齢をいいます。

\*1 損保ジャパン日本興亜および他社における傷害総合保険、くらしの安心保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、ゴルフ保険、積立型の傷害保険などの保険契約または共済契約などをいいます。

※自転車プランにご加入いただく場合には、この保険契約と他の保険契約等の死亡・後遺障害保険金額<sup>\*2</sup>の合計額が1,000万円以下であるか否かについて告知いただきます。

\*2 死亡のみを補償するご契約における死亡保険金額を含みます。

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

・告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人の指定はできません。

### 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

#### (1) ご加入者情報を変更される場合

●ご加入者の住所を変更される場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜カスタマーセンターまでお申し出ください。

●海外へ転居される方(海外の住所に変更された方)は、契約が終了となりますので、遅滞なく損保ジャパン日本興亜カスタマーセンターまでお申し出ください。

#### (2) 重大事由による解除

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合などは、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

#### (3) その他

●カード解約などカード会員資格を喪失した場合やクレジットカード会社(保険契約者)からカードの利用ができない旨連絡があった場合、「トッピング保険(日常生活賠償プラン、自転車プラン、携行品プラン)」は解約となりますので、あらかじめご了承ください。なお、解約日はカード解約などが成立した日の当月1日または翌月1日となります。詳細は損保ジャパン日本興亜から後日送付される案内にてご確認ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、損保ジャパン日本興亜カスタマーセンターまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況等によっては、ご継続をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

### 4. 責任開始期

●24時間365日いつでもご加入いただけます。ご加入を依頼されますと翌日午前0時に保険責任が開始します。

●この保険契約は、保険期間1年間(当年3月1日午後4時から翌年3月1日午後4時まで)の自動継続契約となります。

●期間の途中で加入された場合、初年度は3月1日午後4時までの短期契約となり、次年度からは保険期間1年間の自動継続契約となります。

### 5. 自動継続について

●被保険者ご本人の年齢が満70歳となるまで、自動的にご契約を継続します。

(事故が多発した場合などは、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店よりご連絡のうえ、継続を中止させていただくことがあります。)

●満70歳になられた方ならびに海外へ転居された場合につきましては、次のルールに基づき自動で解約となりますので、あらかじめご了承ください。

(満70歳になられた方)

・n月に70歳の場合(誕生日がn月1日～19日の場合)：(n+1)月1日にて解約

・n月に70歳の場合(誕生日がn月20日～末日の場合)：(n+2)月1日にて解約

(海外へ転居された場合)

・転居届がn月1日～19日の場合：(n+1)月1日にて解約

・転居届がn月20日～末日の場合：(n+2)月1日にて解約

●保険責任開始日(保険期間の初日)以降に料率改定などを行ったときは、自動継続時に保険料を変更します。なお、これらの改定を実施する場合には、ご継続前にお送りする「継続確認書」にてご案内します。

<その他注意事項>

●中途加入日が1月、2月の場合、団体契約の満期(3月1日)が近づいているため、「継続確認書」(郵送)は送付されません。この場合にかぎり、成約メールをもって初回満期とご継続のご案内に替えさせていただき、さらに1年間補償を継続します。(次回満期以降は通常のご案内となります。)

●加入者証は発行されませんので、ご契約内容をご確認いただく場合は、会員専用WEBサービス「MyJCB」内「トッピング保険のお申込み・照会」画面にてご確認ください。

## 6. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに【事故サポートセンター(0120-919-393) <受付時間:24時間・365日>】までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。  
(注)ご加入後間もない事故の場合、損保ジャパン日本興亜にて契約内容が確認できない場合があります。その際は取扱代理店ジェーシービーまでご連絡くださるようお願いいたします。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いにしたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。  
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。  
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合  
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書 など
③	傷害の程度、損害の額等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写) など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>(※)</sup> 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

## 7. 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険金をお支払いできない主な場合につきましては『「トッピング保険 日常生活賠償プラン、自転車プラン、携行品プラン」契約概要のご説明』の「補償の内容」をご覧ください。なお、主な場合のみを記載していますので、詳しく確認されたい場合は会員専用WEBサービス「MyJCB」内の「約款」をご覧ください。

## 8. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- 解約(団体保険契約からの脱退)される場合は、損保ジャパン日本興亜カスタマーセンターまでお問い合わせください。
- ご加入後すぐに(1か月以内に)解約しても、1か月分の月払保険料をいただきます。なお、解約(脱退)に際して、返れい金のお支払いはありません。

## 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金や返れい金等は8割まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。

## 10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、保険契約上必要な範囲で会員に関する個人情報(カード番号、有効期限、住所、氏名、満年齢、電話番号など)を損保ジャパン日本興亜に提供します。
  - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜グループの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。損保ジャパン日本興亜カスタマーセンターまでお問い合わせ願います。
- ご加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

●保険に関する苦情・ご相談窓口

- 保険契約者 株式会社ジェーシービー 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22青山ライズスクエア  
●取扱代理店 株式会社ジェーシービー 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22青山ライズスクエア  
電話 : 0570-064-995[有料] 受付時間9:00~17:00(土・日・祝・年末年始休)  
※一部の電話機でご利用になれない場合があります。
- 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
損保ジャパン日本興亜カスタマーセンター 電話 : 0120-582-058 受付時間9:00~17:00(土・日・祝・年末年始休)

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター**

〔ナビダイヤル〕 0570-022808<通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに【事故サポートセンター(0120-919-393)<受付時間:24時間・365日>】までご連絡ください。

(注)ご加入後間もない事故の場合、損保ジャパン日本興亜にて契約内容が確認できない場合があります。その際は取扱代理店ジェーシービーまでご連絡くださるようお願いいたします。

○取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

○この書面は「トッピング保険 日常生活賠償プラン、自転車プラン、携行品プラン」に関するすべての内容を記載しているものではありません。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は取扱代理店までお問い合わせください。